

【児童手当について】

◇「現況届」の提出は、原則不要です

毎年6月に提出の必要がありました「現況届」は、昨年度から原則提出不要になっています。
ただし、下記に該当する場合は現況届の提出が必要になります。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実態と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ・その他、南部町から提出の案内があった方

※提出が必要な方へは6月に現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

◇所得上限限度額以上の場合、手当が支給されません

児童を養育している方の所得が、一定の額（所得上限限度額）以上の方は、児童手当等が支給されなくなります。児童手当・特例給付が支給されなくなった次年度以降に所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要になりますので注意してください。

※詳細につきましては町ホームページをご覧ください。

所得制限限度額・所得上限限度額表		
扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	所得上限限度額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1010
5人	812	1048

◇支給月額

児童の年齢	所得制限限度額未満の者 (1人当たり月額)	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満の者	所得上限限度額以上の者
3歳未満	一律 15,000円	一律 5,000円	支給対象外
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)		
中学生	一律 10,000円		

※児童（第〇子）とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

- ◇支給月 令和5年6月（令和5年2月～令和5年月分）
令和5年10月（令和5年6月～令和5年9月分）
令和6年2月（令和5年10月～令和6年1月分）

◇お問合せ 子育て支援課 ☎ 64-4830